

川崎区役所人材育成推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 「川崎区役所人材育成計画」に基づき、川崎区役所人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成推進策に係る企画及び立案に関すること
- (2) 川崎区役所人材育成計画の進行管理に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を委員会に出席させることができる。

- (1) 区長
- (2) 副区長・まちづくり推進部長
- (3) まちづくり推進部大師支所長
- (4) まちづくり推進部田島支所長
- (5) 区民サービス部長
- (6) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (7) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (8) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当部長（生活保護担当）
- (9) 道路公園センター所長
- (10) まちづくり推進部総務課長

2 委員長は区長をもって充て、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、副区長をもって充て、委員長を補佐し、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
(区人材育成推進部会)

第4条 委員会に第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、川崎区役所人材育成推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会の部会員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、部会長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

- (1) まちづくり推進部総務課長
- (2) 区民サービス部区民課長
- (3) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
- (4) 道路公園センター担当課長〔管理〕

3 部会長はまちづくり推進部総務課長をもって充て、会務を總理し、推進部会の議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。